

令和2年度

熊野町農業委員会
議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和2年度第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年6月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣	寿計
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
書記	木下	祐弘

8. 熊野町職員

農林緑地課	主査	諏訪本	壮太
-------	----	-----	----

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第3回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番菅尾委員、6番立花委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 場所については、配布させていただいております図面のとおりに、〇〇地区の〇〇付近となります。 この度の申請は、太陽光パネル設置のための転用となります。 なお、面積が3000㎡を超えることから、農業委員会で審議した後に、広島県農業会議に諮問し、特に問題なければ許可となります。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。なお、申請場所は、一部が〇〇地区にまたがっていますが、〇〇地区担当の稲垣委員に調査をしていただきました。それではお願いします。
稲垣委員	6月18日の午前中に現地調査を役場の方と行ってまいりました。 現地は休耕地ということで、整備がしてあるところと雑木が生えているところが混ざった土地であります。大体耕して植えることができるような土地ではございますが、現状は作物が植えてある状態ではありません。 方位的に言うと南西に向かった斜面で細長い土地です。南側に民家がありますがあまり影響がないと考えます。 今後も〇〇さんが相続されても、(相続人が)遠方におられたりして、今

	後耕作するような状況ではないということから、今回太陽光を設置ということではありますが、特段問題になることは考えられなかったので申請については、問題ないと考えます。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第 2、議案第 7 号「平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 7 号「平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明させていただきます。 この案件につきましては、農業委員会の昨年度の活動の実績と今年度の計画を、県を通じて国に提出するもので、毎年 6 月 3 0 日までに行うことが定められているものでございます。 議案に添付の資料、別紙様式 2 をご覧ください。例年どおり、概要について説明したいと思います。 まず、Ⅰの「農業委員会の状況」は、1 ページのとおりとなっております。数値等は、2 0 1 5 農林業センサスをもとに作成しております。 次に、2 ページをご覧ください。Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、以前は、〇〇への集約による数値がありましたが、経営事情等により認定農業者としての更新ができませんでしたので、担い手への農地集積は 0 となっております。 次に 2 ページめくっていただいて、Ⅳの「遊休農地に関する措置に関す

	る評価」ですが、令和2年3月現在の現状は、管内の農地面積は308ha、遊休農地面積は63haで、割合は20.45%となっております。 活動実績としまして、農地の利用状況調査をしていただき、概ね9月頃までに取りまとめることができました。ご協力ありがとうございました。 次に、2ページめくっていただいて、Ⅵの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきまして、平成31年度の主な活動といたしまして、農業委員会総会の開催が、4月と7月が非開催でありましたので、計10回開催し、農地法に基づく許可などを処理して頂いております。 具体的な案件としましては、1農地法第3条に基づく許可事務が10件、2農地転用に関する事務が51件となります。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第7号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第3、議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、ご説明させていただきます。別紙様式1をご覧ください。 まず、1ページ目のⅠの「農業委員会の状況」は、記載のとおりとなっております。数値等は、前年度分と同様に2015農林業センサスの数値等をもとに作成したものとなっております。 次に2ページ目のⅡの「担い手への農地の利用集積・集約化」について

	は、平成31年度実績でご説明した内容のとおり、担い手の不足から、集約が難しいような状況がございますので、低めの設定としております。町としてもイベントや補助事業等で担い手の方が活用できるものがあれば情報提供を実施していくよう考えております。 次に3ページ目のⅣの「遊休農地に関する措置」の2、令和2年度の目標及び活動計画ですが、農地の利用状況調査を7月から8月にかけて実施したいと思っております。7月の委員会にて詳しくご説明させていただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。 農繁期であり、大変ご負担をおかけしているところでございますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第4、議案第9号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則(案)」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第9号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則(案)について」、ご説明します。 7月19日をもちまして皆様の任期が満了するため、それにあたり4月1日以降に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の改選に関する事務を行ってきております。選任にあたりましては、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員について、それぞれ町が定めた規則、農業委員会で定めた規則に基づいて実施されることになります。 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が定めた規則に基

づいて実施し、選任していただくということが今後の流れとなります。

この選任規則がこういった性質で定められたものであるかをご説明いたします。

本町では、農業委員会制度の改正に伴って平成29年7月に新たに設けられた農地利用最適化推進委員を選任するにあたりまして、農業委員会等に関する法律、農業委員会等に関する法律施行規則に規定されているもの以外の詳細な選考手続きを熊野町農業委員会として、平成29年3月に定めたものでございます。

それでは、配布しております新旧対照表、改正前の内容の全文をご覧ください。

左側が現行のもの右側が改正後のものとなります。この度は第6条と第8条の改正案を挙げさせていただいています。まず、一つ目の第6条の改正です。こちらの条、項、号につきましては農地利用最適化推進委員の推薦や応募手続きの具体的な内容が記載されています。応募状況につきましては、法律の第19条に中間公表でありますとか、最終公表ということで応募の状況をホームページへ公表するということが定められており、公表する項目も定められているのですが、具体的な内容としては農業経営の状況とかを具体的に記載し、統一された内容に基づいて公表していくわけですが、現行様式で言いますと割と自由に記載できるようになっており、応募いただいた後に事務局でどのような作物をどのくらい作っているか等を各々の応募者等へ問い合わせをしているような状況がございました。

その上、様式が個人推薦、団体推薦、応募と3種類もありますので、農業経営の状況などを具体的に記載してもらい、なおかつ複数様式を1つの様式で提出できるよう改めさせて頂いております。

次に、第8条の改正です。これは、農地利用最適化推進委員を選定する場合の関係者の意見聴取等を実施することが規定されています。来月の委員会で選任について審議いただくのですが、法第18条第4項により同法第8条第4項各号に委任規定されている、いわゆる欠格事項に該当される方はおられなかったこと、また、定数を上回る応募が無かったことから、規則第8条に規定されている農地利用最適化推進委員の選考は実施していない状況ですが、定数内の応募であれば関係者の意見聴取等は行わない

	旨を明文化させるための改正を加えたものとしております。具体的な例で申し上げますと4人の定員に対して2人の応募しかなかったとして、その2人が欠格事項に該当しなかったということがありましたらこの意見聴取は行わないということになります。ただし、2人の欠員がありますので引き続き応募を行っていくということになります。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則（案）について」、ご異議はありませんか。
議場	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則（案）について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第5、報告第6号「農地法第18条第6項の規定に基づく合意解除について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第6号「農地法第18条第6項の規定に基づく合意解除について」、ご説明します。 番号1、番号2については、同一の案件のため、まとめて説明をさせていただきます。番号1につきましては、〇〇と〇〇、番号2につきましては、〇〇と〇〇との賃貸借契約の合意解除についてでございます。 それぞれ平成27年12月に当委員会で農地利用集積計画を策定し、〇〇につきましては両名の方からあわせて5筆、約2800㎡の土地を平成27年12月から平成37年12月までの10年間の賃貸借契約を交わされ、その農地で広島菜、きゅうり、キャベツ、ロメインレタスを栽培することとされていまして。 借地した最初の年には雇用した方によってキャベツなどが栽培されたようでしたが、平成29年4月頃には、収穫されず、雑草で荒れた農地に

	たくさんのキャベツが植わった状態となっていました。 当時、〇〇などの関係者から話を聞く限り、天候不順が繰り返し発生したことによって、キャベツの表面はきれいだが、内部は腐っており、そのまま放置していたという話を聞いたことがあります。以降も耕作はされず、借地料の支払いも滞っていたとこのことを聞いております。こうしたことを踏まえ、ご存じのとおり、〇〇は1月30日をもって自己破産手続きを開始したため、このたび、破産管財人と土地所有者との間で農地法第18条第6項による通知書と合意解約の手続きが行われましたので、ご報告をさせていただきます。 なお、土地所有者と農地中間管理機構との間の契約は原状回復のための解約条件が整わないため、解約となっていないものも残されていますが、〇〇を相手方とした農地中間管理機構や土地所有者間の契約についてはすべて解約になったと確認しております。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。